

岡山県理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領

第1 目的

この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所において業を行う場合（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において業を行う場合（以下「出張美容」という。）に関し、岡山県内（岡山市内又は倉敷市内を除く。以下同じ。）での取扱いについて必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 出張理容又は出張美容の範囲

出張理容又は出張美容は、次のとおり理容所又は美容所へ行く意思があっても行くことができない者に対して行う場合であること。

- 1 疾病その他の理由（骨折した者や認知症の者を含む。）により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して、出張理容又は出張美容を行う場合（理（美）容師法施行令第4条）
- 2 留置施設、拘置所、刑務所等に収容されている者に対して、出張理容又は出張美容を行う場合（理（美）容師法施行条例第4条）
- 3 社会福祉施設等に入所している者等に対して、出張理容又は出張美容を行う場合（理（美）容師法施行条例第4条）
- 4 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に出張理容又は出張美容を行う場合（理（美）容師法施行令第4条）
- 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して、出張理容又は出張美容を行う場合（理（美）容師法施行条例第4条）
- 6 その他知事が特別の理由があると認めた場合（理（美）容師法施行条例第4条）

第3 出張理容又は出張美容の業務開始の届出

- 1 岡山県内において、第2の1～3に掲げる出張理容又は出張美容を行おうとする者は、あらかじめ理容師美容師出張業務開始届（様式第1号：以下「開始届」という。）を、出張業務を行う場所を所管する保健所長に届け出ること。
- 2 前項の届出において、出張する理容師又は美容師が理容所又は美容所に所属していない場合は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
ただし、複数の保健所に開始届を提出する場合は、最初に届け出る保健所に原本を提出し、他の保健所に対しては原本を提出した保健所名、提出年月日を記載した診断書の写しを提出すれば足りるものとする。
 - (2) 理（美）容師免許証（写し）又は理（美）容師免許証明書（写し）
- 3 第1項の届出後新たに出張業務を行う場所を追加しようとする場合は、その都度開

始届を提出すること。この場合において、前項に定める書類の添付は省略できるものとする。

4 保健所から届出内容の補正を求められた場合は、速やかに補正すること。

第4 出張理容又は出張美容の変更又は廃止の届出

- 1 第3の規定による届出を行った者は、届出事項に変更を生じたとき（出張業務を行う場所を新たに追加する場合を除く。）、又はその業務を廃止したときは、速やかに理容師美容師出張業務変更・廃止届（様式第2号：以下「変更・廃止届」という。）を、出張業務を行う場所を所管する保健所長に届け出ること。
- 2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法第164号）に規定する生活衛生同業組合が主体となつて行う「訪問理容・美容サービス事業」については、変更・廃止届の提出に代えて、6月以内毎に実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。
- 3 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病と診断された場合は、第1項及び第2項の届出において、医師の診断書を添付すること。当該疾病が治癒した場合も、同様とする。
- 4 保健所から届出内容の補正を求められた場合、速やかに補正すること。

第5 関係保健所との連携

第3及び第4の届出を受けた保健所長は、出張する理容師又は美容師が所属する理容所又は美容所等が所管区域外にある場合は、出張理美容の実態把握と情報共有を図るため、その理容所又は美容所等を所管する保健所長にその写しを送付するものとする。

第6 出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置

- 1 出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置は、別紙「出張理容・出張美容に関する衛生管理基準」のとおりであること。
- 2 出張理容又は出張美容を行おうとする者は、開始届等の保健所受付印押印後の写しを携行するとともに出張業務を行う場所において、適宜これを提示すること（平成25年2月20日付け、生衛第980号生活衛生課長通知）。

第7 指導等

- 1 保健所長は、利用者から相談があったときその他必要があると認めるときは、出張業務を行う場所に利用者等の同意のもと立入調査を行う等、別紙衛生管理基準の措置状況を確認するものとする。
- 2 保健所長は、前項の確認の結果、衛生措置が不十分であると認めた場合は、当該出張理容師又は美容師に適切な衛生措置を講ずるよう指導するものとする。
- 3 出張理容又は出張美容業務を行う者が広告している業務内容について、理容師法又は美容師法に違反した表現である場合は、その者の主たる事業所を所管する保健所長が適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に出張理容又は出張美容を行っている者については、第2条又は第3条の規定に準じて、60日以内に理容師出張業務開始届又は美容師出張業務開始届を保健所所長に届け出るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領による様式用の紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領による様式用の紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領による様式用の紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

出張理容・出張美容に関する衛生管理基準

第1 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第2 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第3 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

第4 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

- 2 作業中、従業者は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。

また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- 15 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）及び岡山県理容所又は美容所における衛生指導要領（平成28年3月1日付生衛第1022号岡山県保健福祉部長通知）に準じること。

第6 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第

1 2条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが望ましいこと。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

3 免許証等の持参・提示

出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。